

船橋市民生委員推薦会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の運営に関し、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会の委員の定数は、14人とする。

2 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ2人を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者

(委員長及び副委員長)

第3条 推薦会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推薦会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推薦会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 推薦会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事及び書記)

第6条 推薦会に幹事及び書記各々1人を置き、推薦会の庶務を所管する課の職員をもって充てる。

(推薦準備会の設置)

第7条 民生委員の推薦を適正かつ円滑に行うため、民生委員協議会を組織する区域ごとに船橋市民生委員地区推薦準備会を設置する。

2 船橋市民生委員地区推薦準備会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。